

## 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「鹿屋市有給吏員恩給条例（昭和20年鹿屋市議決第6号）第12条に定める」を「その」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、遺族の範囲及び順位は、一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和58年鹿児島県市町村総合事務組合条例第2号）第2条の2の規定を準用する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。